

お知らせ

栃木県知事選挙日程のお知らせ

告示日 10月31日(木)
選挙期日(投票日) 11月17日(日)

なお、衆議院議員総選挙の動向により、選挙期日の変更になる場合があります。投票時間等の詳細については、11月号でお知らせします。

選挙管理委員会事務局 ☎(21)2531

児童手当制度改正に関わる申請を受け付けています

児童手当制度の改正により、申請が必要と見込まれる方には、8月下旬から通知を送付しています。通知が届いた方や、それ以外でも対象と思われる方は、期日までに申請してください。詳細は、市ホームページをご覧ください。

改正内容 所得制限の撤廃・支給期間を高校生年代まで延長・多子加算の拡大など
申請が必要な方 所得の制限により児童手当を受給していない方・高校生年代の児童のみを養育している方・大学生年代の子を含めると、養育する子が3人

以上になる方など
申請期限 10月31日(木)まで
(※期限後も令和7年3月31日(月)までは申請可能です)
子育て総務課 ☎(21)2222

10月1日は浄化槽の日

浄化槽は、快適な生活環境の確保と水環境を守るため、台所や風呂などの生活雑排水と、し尿をいっしょに処理して綺麗な水を放流する個人が設置し、管理する処理施設です。
正しく機能させるために、生ゴミや油脂分、トイレトーパー以外の紙は流さないなど適正に使用するほか、浄化槽法により設置者に次のことが義務づけられています。

保守点検 浄化槽の本体や機械の点検・修理、消毒剤の補充などを行うもので、県の登録を受けた浄化槽保守点検業者に委託し、定期的に実施してください。
清掃 処理機能の低下を防ぐため、汚泥を抜き取り、槽内を掃除するもので、市の許可を受けた浄化槽清掃業者に委託し、年に1回以上実施してください。
法定検査(11条検査) 正常に機能しているか確認するため、定期的な保守点検のほかに、処理水の品質検査を県の指定検査

機関(一社)栃木県浄化槽協会(☎028-633-1650)
で毎年1回受けるもので、手続きは浄化槽保守点検業者に委託することができます。
単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ し尿のみを処理する「単独処理浄化槽」では、生活雑排水を処理せずにそのまま放流するため、し尿と生活雑排水をいっしょに処理する「合併処理浄化槽」と比べて8倍も汚れた水が流されています。下水道や農業集落排水の整備予定がない地域では、合併処理浄化槽の設置補助金が利用できますので、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えをお願いします。補助金は必ず工事前に申請して交付決定を受けてください。申請には書類の作成や準備に専門的知識が必要なため、工事業者、保守点検業者等にご相談することをお勧めします。
下水道建設課 ☎(25)2109

献血への「協力のおねがい」
命を救える身近なボランティア「献血」にご協力ください。
日時 10月24日(木)
10時～11時45分、13時～16時
場所 市役所本庁舎(万町)3階 正庁

10月15日(火)～21日(月)は違反建築防止週間

健康増進課 ☎(25)3500

対象 16歳～69歳の方。ただし、65歳以上の方については60歳～64歳に献血経験がある方に限る
内容 200ml(先着順で定員に達し次第受付を終了します)または400ml献血のみ
所要時間 30～40分程度(混雑状況により前後することがあります)

建築基準法を守って建築物を建てることや適正に維持管理することは、生命、健康および財産を守り、良い住環境を生み出します。皆様お互い快適に生活できるように、期間中は違反建築の未然防止のため、建築現場の点検やパトロールを行います。
違反建築物をなくすために
建築物を建築するときは事前に「確認申請」を行い、確認済証の交付を受けなければ着工できません。車庫、農業用倉庫などの新築や増改築についても確認申請が必要です。建築士など専門的な知識をもった人に相談しましょう。期間中の平日は、問合先にて建築全般についての相談窓口を設置します。
建築指導課 ☎(21)2441

10月は建設リサイクル法に関するパトロール強化月間
建設リサイクル法を守って解体工事が行われているかの確認および周知徹底のため、現場監視等のパトロールを行います。
内容 無届けで解体されている現場への指導/適切な解体状況の確認/無許可業者の取締りのため、建設業許可標識・解体登録標識の工事現場への提示確認
※届出済シールの現場標識への貼り付け状況も併せて確認します。
建築指導課 ☎(21)2441

令和6年度 新たな低所得世帯支援臨時給付金

国の低所得世帯への支援として、令和6年度に新たに住民税非課税または均等割のみ課税となった世帯へ、1世帯あたり10万円が給付されます。

- 対象 以下の全ての条件を満たす世帯主
①令和6年6月3日に、本市の住民基本台帳に登録されている世帯
②令和5年度住民税非課税世帯給付金(7万円)、および均等割のみ課税世帯給付金(10万円)の支給対象となっていない世帯
③令和6年度住民税非課税または均等割のみ課税世帯
④令和5年12月1日に、世帯員のいずれかの方がいずれかの市町村の住民基本台帳に登録されている世帯
※ただし住民税均等割が課税されている者の扶養親族のみで構成されている世帯等を除きます
申請 10月31日(木)までに支給要件確認書に同封した返信用封筒に必要書類を入れ、総合政策課まで返信してください。

共通事項 必要書類

- 1. 市から通知した支給要件確認書
2. 代理人および本人確認書類の写し
3. 振込みを希望する金融機関等の通帳のコピー
※2、3は支給要件確認書にあらかじめ印字されている口座に振込みを希望される場合は不要

臨時給付金コールセンター ☎(25)5211 《月曜～金曜の9時～17時(祝日を除く)》

令和6年度 新たな低所得子育て世帯支援こども加算臨時給付金

国の低所得世帯への支援として、次の要件を満たす世帯主の方へ、18歳以下の子1人あたり5万円が給付されます。

- 対象 以下の全ての条件を満たす世帯の世帯主の方
①令和6年度新たな低所得世帯支援臨時給付金の支給対象世帯
②18歳以下の子(平成18年4月2日から令和6年10月31日までに出生する子)を有する世帯
※ただし、住民税均等割が課税されている者の扶養親族のみで構成されている世帯等を除きます
申請 11月15日(金)までに支給要件確認書に同封した返信用封筒に必要書類を入れ、総合政策課まで返信してください。

調整給付金

(令和6年度定額減税しきれないと見込まれる方に対する支援)

国の低所得者への支援として、定額減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる所得水準の方へ、定額減税しきれないと見込まれる額を1万円単位で切り上げた額が給付されます。

- 対象 以下の全ての条件を満たす方
①令和6年1月1日時点で、本市に住所を有する方
②アまたはイの条件を満たす方
ア 令和6年度住民税所得割額が所得割分定額減税可能額に満たない方
イ 令和6年分推計所得税額(令和5年分所得税額)が令和6年分所得税分定額減税可能額に満たない方
申請 10月31日(木)までに支給要件確認書に同封した返信用封筒に必要書類を入れ、総合政策課まで返信してください。

10月は都市緑化月間

国では、毎年10月1日から31日までを「都市緑化月間」とし、都市緑化を推進するための各種事業が開催されます。この都市緑化月間を機に、都市における緑の保全・創出などについて考え、緑豊かな美しいまちづくりに取り組んでみるのはいかがでしょうか。
※都市緑化月間中に開催される各種事業については、市ホームページをご覧ください。



公園緑地課 ☎(21)2413

建設工事等入札参加資格審査申請受付

令和7・8年度中に市が行う建設工事および測量・建設コンサルタント業務等の入札に、参加を希望される方の申請受付を行います。県と県内20市町が共同で申請受付を行う「共同受付制度」を導入し、申請窓口を県に一本化していますのでご注意ください。
受付期間 ①建設工事 10月21日(月)～11月8日(金)
②測量・建設コンサルタント業務等 10月1日(火)～18日(金)
条件・提出書類等 詳細は県および市ホームページに掲載する手引き、要領等をご覧ください。
申請 栃木県電子申請システムから申請してください。※県への申請が必須となり、本市のみに申請することはできません。
書類提出方法 電子申請後、手引きに記載された方法で書類を提出してください。
書類提出先 〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20 栃木県県土整備部 監理課 建設担当 ☎028-623-2390
契約検査課 ☎(21)2361

新築住宅 リフォーム 介護改修 外壁塗装
お住まいの事なら何でもご相談下さい!
★まずはお電話下さい! 見積り無料!!
アフティ 住所: 栃木市城内町2-48-4 電話: 0282-22-7207
https://afity-tochigi.jp FAX: 0282-22-7209

入学願書受付 10/1(火)開始!!
マロニ工医療福祉専門学校 栃木市今泉町2-6-22
小山歯科衛生士専門学校 小山市城東1-3-3